

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	市立奈良病院		
指定管理者	公益社団法人地域医療振興協会（非公募）	指定の期間	平成26年4月1日から 平成36年3月31日まで (10年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部 病院管理課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者等の意見聴取	・施設への意見箱の設置 ・利用者等の苦情対応の窓口を設置
-------------	--------------------------------------	-----------	---------------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	使用料収入(円)	利用料金収入(千円)		利用者数(人)		施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
			入院	外来	入院	外来		
平成28年度	—	—	6,618.106	3,140.592	103,137	224,183	—	—
平成27年度	—	—	6,772.807	3,021.744	101,542	227,193	—	—
変動の大きい指標の変動理由	平成16年12月に国から移譲を受けてから、建設中の平成24年度で一度減ったものの患者数は増え続けてきたが、平成28年度は外来患者数の減少もあり、利用者数は前年度に比べて減少した。							
特記事項	平成24年度から利用料金制へ移行。平成23年2月から新病院建設工事に着手し、平成25年1月から新病院で診療開始した。平成26年7月には、グランドオープンとなった。							

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、地域医療連携室が窓口となり診療情報管理室と連携し速やかに手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	消防設備の点検・整備、および非難(救助)訓練を実施しているか。事故発生時には迅速かつ適切な対応と市への報告を行っているか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告しているほか、年2回防災訓練を実施している。事故発生時は、臨時医療安全管理委員会を設置し、市へ速やかに報告をする。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	市立奈良病院の管理について、適切かつ円滑に実施し、良質な医療を市民に提供しているか。	市と指定管理者で年2回の管理運営協議会を開き、運営市民会議、議会等からの要望に基づき、事業実施計画及び結果報告を協議している。	B
	自主事業実施計画	迅速かつ適切な受付業務に努めているか。	H18年度より電子カルテシステムへ移行し、診療情報の効率化が図っている。H22年度から医療費自動精算機と会計番号表示盤の設置により、待ち時間の縮減を図っている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ホームページを積極活用している。外来患者と入院患者に対して満足度調査を行い、問題点を把握し、サービスの向上へつなげる。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的な方策は十分に示されていない。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	管理運営に支障はなく適切な人員確保配置であり、各種研修も実施して資質の向上に努めている。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	地域医療振興協会が管理する全国の他の施設の運営実績が効果的に反映している。指定管理をしている市立診療所への、協力体制を整えている。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	平成18年度からは経常利益で黒字計上していたが、移転に伴う費用増加などが主因となり、24年度は赤字となった。平成25年度からは黒字計上に転じ平成28年度においても黒字となっている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設利用状況の定期報告	月別の利用状況、年間の利用状況を定期的に市に報告しているか。	毎月、患者数等の利用状況の報告を確認している。	A

5. 総合評価

総合評価	事業報告書や病院年報及び聞き取り調査による指定管理の実績を評価したところ、全体的に大きな問題はなく、適正に管理運営されており良好であると判断できる。 特に、医師・看護師等の確保に努め診療体制の強化を図ったことや、救急搬送された身体合併症を有する精神疾患の患者や、入院中の身体合併症を有する認知症患者をはじめとする入院患者に対して、より適切な治療を行い、「総合入院体制加算」が取得できる人員体制を整備するため、平成29年2月から精神科を標榜したことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	公益社団法人地域医療振興協会は全国で多数の施設を健全に運営している指定管理者としての実績があるので、この実績や事業のノウハウを活かし、今後も安定的で継続的な管理運営を期待したい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	前年度に引き続き、これまでの実績や事業のノウハウを活かし、安定的で継続的な管理運営がなされている。
-------------------	---

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	奈良市立田原診療所、奈良市立柳生診療所、奈良市立月ヶ瀬診療所、奈良市立都祁診療所、奈良市立興東診療所		
指定管理者	公益社団法人地域医療振興協会（非公募）	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部 病院管理課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者等の意見聴取	・施設への意見箱の設置 ・利用者等の苦情対応の窓口を設置
-------------	--------------------------------------	-----------	---------------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(千円)					利用料金収入(千円)					利用者数(人)				
	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東	田原	柳生	月ヶ瀬	都祁	興東
平成28年度	10,000	16,245	10,600	29,200	8,000	12,573	47,220	65,470	70,469	2,828	1,555	4,994	7,470	10,718	322
平成27年度	14,000	16,245	10,600	29,200		15,730	50,967	67,031	71,620		1,700	5,376	7,110	10,887	
変動の大きい指標の変動理由															
特記事項	興東診療所については、平成28年6月より診療開始。														

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	利用者の公平性は確保されていたか。	公の施設の管理者である団体としての果たすべき社会的任務責任を全うしている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	患者の個人情報の開示要請には、担当部署を通じて手続きを行っている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	厚労省策定のガイドラインのほか、独自の個人情報保護マニュアルに基づき、職員に患者情報の守秘義務を徹底させている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	協定に基づき事業報告・決算報告を年1回提出させている。管理運営協議会において決算状況・事業実績の報告を委員に対して行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	法令等に定められた施設・設備の安全点検等が確実に実施されている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害時の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	消防法第17条3の3に基づき、定期点検し報告している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	各診療所とも計画どおりに事業を実施し、成果もあった。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬において患者数は、増加したが、田原、柳生、都祁については減少した。利用の促進等に関しては特別な方策は行われていないが地域に密着した診療所になるよう努力されている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、施設を管理運営できる額と考えるが経費削減について具体的な方策は十分に示されていない。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	運営管理に支障はなく適切な人員配置である。勤務体制もできるだけ無駄を省き効率よく仕事が終わることができるよう担当部署からの働きかけが見受けられる。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	他の施設の運営実績が効果的に反映している。各診療所の連携を深め、医師や事務の異動により地域間の違いを効果的に事業に反映されているが、具体的な方策は十分示されていない。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	月ヶ瀬診療所を除く4診療所の経常利益が赤字となっている。外来診療収益が昨年度より低下していることが要因と考えられる。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	市民ニーズに対する考え方	市民ニーズに対しての考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	アンケートなどの具体的な方策はなかったが、窓口対応の際での市民からの要望や意見等は反映できるように取り組んだ。	B
	苦情・トラブルに対する考え方	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルに対して、現場にて真摯に対応し、速やかに報告する。市が対処すべき内容については、指定管理者より報告を受け、早急に対応している。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市医師会との連携、住民のケアカンファレンス等にも参画、消防、学校、福祉関係者との連携を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	診療については、事業計画書どおり適正に実施されている。収支状況については、月ヶ瀬診療所を除く4診療所が指定管理料を含めて経常損益で赤字となっている。月ヶ瀬診療所を除く各診療所で、患者数が前年度より減少しており、更なる経営努力を望む。指定管理者が同じということで、市立奈良病院と連携し一体的な運営を図ることができたことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後とも、財務状況の改善と、診療業務の向上のため良好な管理・運営の継続を求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	例年と同様に安定的な事業運営に努めたが、月ヶ瀬診療所を除く各診療所で、患者数が前年度より減少してしまった。
-------------------	---

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	奈良市営西部会館駐車場		
指定管理者	奈良市市街地開発株式会社 (非公募)	指定の期間	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで (3年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部西部出張所総務課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(月1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認	利用者等の意見聴取
-------------	--------------------------------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	使用料収入(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成28年度	27,333,000	5,655,400	-	54,841	-	-
平成27年度	27,333,000	5,928,800	-	51,911	-	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市営駐車場条例及び施行規則に基づき、公正・公平かつ適正な運営を図った。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業活動の透明性を確保するために情報公開要綱を策定し、情報公開の請求があれば速やかに公開できるように関係資料等を作成、保管している。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の出資法人会社として、一般民間組織以上に法令を遵守するため、職員に必要な教育がおこなわれている。また、徹底を図るために必要なチェック体制の充実に努めている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	経理の実施について、商法・会社法に基づき、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機能保持、安全確保及び効率的な管理の観点から、その特性を十分に把握した上で必要な保守点検を行い、備品等については、備品台帳等を備え、無駄のない維持管理を行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	迅速な避難誘導・安全対策がとれるように各種マニュアルを作成し、職員の指導・訓練に努めるとともに、施設管理者として保険に加入し、必要な対応を行った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画どおりに事業が適正に実施され、概ね計画どおりの成果をあげている。	B
	自主事業実施計画			
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情・トラブルについて、すぐに対応可能なことは迅速に対応し、判断を要することは市に速やかに報告し、対応を協議している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	設備等が対応年数を経過し、維持管理に対する労力が増える中、創意工夫により保守点検の合理化や光熱水費の節減等の管理の見直しを常に行うことで、これまでと同等の経費で運営を行っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	労働三法を遵守しながら柔軟かつ効率的な職員配置、勤務体制を実施した。避難訓練及び常駐警備研修・施設設備研修等を積極的に受講するとともに、公安委員会が定める現任教育を半期に一度受講することで、知識及び能力を向上させた。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似施設の管理経験、実績を生かした、より効率的かつ効果的な施設管理を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に健全に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	長期にわたる安定的な経営状態である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	類似施設の管理経験を生かし経費の節減に積極的に取り組み、創意工夫による質の高い管理運営を行っており、概ね事業計画の水準であり、内容によってはそれ以上の水準で管理運営を行っている判断できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特になし。
-------------------	-------

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬梅の資料館		
指定管理者	公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会 (非公募)	指定の期間	平成27年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者等の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会
-------------	---	-----------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	使用料収入(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成28年度	9,300,000	—	—	21,569	—	—
平成27年度	9,300,000	—	—	19,578	—	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入					

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入館は無料で、誰でも気軽に利用できる。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ細かい案内業務を行った。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、個人情報以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行った。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理を行った。少ない経費で大きな効果が生まれるような予算執行に努めた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	火気の使用には十分注意し、退館時の確実な施錠により、盗難・火災等の防止に努めた。開場時間中も巡回するなど日々注意を行った。トラブル発生時の対応として、職員間での連絡体制を確立した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	退館時には、責任者のチェックなど確実な施錠による盗難等の防止や火の元の確認により火災の防止に努めた。夜間や休館日等の対応として、警備会社へ委託し非常事態発生に備えた。緊急時には、即時対応することができるよう日頃から各関連機関との連携を密にすると共に、職員間の連絡体制を整備している。また、職員に対する危機管理意識の高揚を図った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の中心となるべき施設であるということ考えながら、施設の安全性に留意することはもちろんのこと、月ヶ瀬を再訪問したくなるような事業を実施した。月ヶ瀬の情報発信源として、月ヶ瀬だけでなく奈良市内一円の最新情報の提供にも心がけた。また、墨書や墨絵など梅や梅溪に関する資料の展示、紹介を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬梅溪梅まつりでは、館内において写真コンクールを実施するなど、梅まつりに積極的に関わった。また、梅まつり実施期間中は、休館日を臨時閉館するなど観光客や市民に対してサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	月ヶ瀬のマップやチラシ等だけでなく、近隣地域のチラシ等を取り揃え情報発信した。また、資料の充実を図りリピーターの増加に努めた。月ヶ瀬梅の資料館のホームページを作成管理し、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	賃金、委託料、賃借料の見直しや光熱費の節減等経費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	月ヶ瀬の歴史や観光案内に精通し接客にも優れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、館長、事務職員、作業職員による管理体制をとった。梅まつりなどの繁忙期には、臨時職員を雇用するなどサービスの低下につながらないよう注意した。各施設の管理をスムーズに行えるよう、施設について熟知することはもちろん、観光案内に対する知識の向上に努めた。随時知識の共有の場を設け、職員間での観光情報の提供交換等を行うことにより正しい理解と認識を深めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	観光案内施設として、月ヶ瀬に関する知識や地元としての意見等が十分に反映されていたといえる。職員も地元の住民として月ヶ瀬に精通しており、業務に適している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	月ヶ瀬にはなくてはならない団体として認知されている。会費等による自主財源もあり、指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献		月ヶ瀬梅溪梅まつりをはじめとして、月ヶ瀬観光協会、自治連合会、各自治会、各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の一翼を担った。各事業にも、地域一体となって取り組んだ。	A

5. 総合評価

総合評価	奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行われた。観光産業の振興と地域振興の拠点であり、前年度と比較して利用者数は増加したが、観梅期間だけでなく四季を通じての年間観光情報、梅やお茶など月ヶ瀬地域の農産物と加工品等月ヶ瀬ブランドの発信基地としての活用がより一層求められている。
指定管理者に対する指示・指導事項	情報発信等PRの充実強化と共に、地域内外の団体等と連携を図りより一層の取り組みにより、年間を通じて多くの方が来館頂けるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	・情報発信等PRの充実強化と共に、地域内外の団体等と連携を図りより一層の取り組みにより、年間を通じて多くの方が来館頂けるよう取り組みを図る。 地域内の団体等と連携を図り、ホームページの充実に取り組み、利用者数の増加を図った。
-------------------	---

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設		
指定管理者	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会 (公募)	指定の期間	平成27年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部 月ヶ瀬行政センター地域振興課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者等の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会
-------------	---	-----------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	—	—	662,191	971	—	—
平成27年度	—	—	692,644	1,022	—	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入					

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市農畜産物加工センター条例により、地域住民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるよう管理を行った。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行う施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文章の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	奈良市月ヶ瀬ふるさと振興会設置規定により、適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、理事・職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検を行った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の管理運営を行うと共に、農産物加工グループを中心に地域住民の利用促進に努め、地域特産品の生産振興を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	新規特産品(梅シロップ・梅ジャム・梅チョコ等)の開発や加工を行い、農産物付加価値と特産品PRを行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域で一人でも多く利用していただくよう機械の使用方法等の指導に努めた。また、原材料・資材等の購入についても、農家との購入窓口になり、安心安全性に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の提案なし	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	労働基準法を遵守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。施設の管理運営や問題点を理事・職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	幅広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献		自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、自治会駐車場の開放と観光案内に心がけた。	B

5. 総合評価

総合評価	農産物加工グループを中心に地域住民等の利用促進に努め、地域特産品の開発に努力していることは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後も、新規特産品の開発と各種PRやイベント等へ参画により販路拡大に努めるとともに、地域住民の活動の場として更なる利用促進に努めるよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	・新規特産品の開発と各種PRやイベント等へ参画により販路拡大に努めるとともに、地域住民の活動の場として利用促進に努めてくれた。
-------------------	---

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	農林漁業体験実習館(ロマンピア月ヶ瀬)		
指定管理者	ロマンピア月ヶ瀬管理運営組合 (公募)	指定の期間	平成27年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報・日報)の確認 ・実地調査(年1回)	利用者等の意見聴取	利用後に意見・要望等を聞き取り調査
-------------	--	-----------	-------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	使用料収入(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成28年度	—	—	1,190,195	11,011	—	—
平成27年度	—	—	1,180,823	8,872	—	—
変動の大きい指標の変動理由	RVパークロマンピア月ヶ瀬が平成28年2月開設した。平成27年度は13台、平成28年度は55台利用した。					
特記事項	平成18年度より指定管理者制度導入					

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行う施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文章の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	経理は複式簿記を導入し、月ヶ瀬商工会に委託し、適正に執行した。	適
事業計画に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検の委託を行った。軽微な点検や修繕は、職員が行った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売するとともに、体験実習館としての施設本来の体験、イベントの開催や地域文化を通して都市住民との交流を図った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中は、月ヶ瀬地域特産物PRと観光案内を行った。また、施設利用者以外の観光客にも駐車場の開放を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	観光ツアーやイベントの受け入れをはじめとする各種PRに努め、利用促進を図った。梅まつりの観梅期間中は、一人でも多く利用していただくよう、休憩の場として開放し、おいしいお茶を無料にて提供した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の提案なし	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を行うために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、館長1名を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営に必要な知識と技術の習得のため職員研修を実施し、利用者が快適に利用できるように資質の向上に努めた。また、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	広い年齢層の利用者があり、リピーターの定着も図られており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献		自治会や地域の農業生産者と協働で展示や観光PRに努め、駐車場の開放と観光案内に心がけた。	B
	経費縮減に対する方策		体験学習やイベント等には、地域の農業者や自治会からボランティアとして協力いただき、人件費の削減に努めた。	A

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬地域の特産物や加工品等を展示、販売すると共に、ツアーの受け入れ等体験実習館としての施設本来の体験や地域文化を通じて都市住民との交流を図り、維持管理に努めたことが評価できる。 また、RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適な旅を提供したことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設利用者を増加させるため、奈良晒・体験実習・RVパーク等積極的に活動の工夫を図る必要がある。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	・ 観光シーズン(観梅期)以外の施設利用者の拡大を図るため、奈良晒・体験実習・RVパーク等積極的な広報活動の工夫と充実を図る必要がある。また、月ヶ瀬の一部地域のものとしてではなく、他団体や他施設との連携を強化し、地域ぐるみでの取り組みとしていく必要がある。 RVパーク利用者の受け入れ等、より安全、安心、快適な旅を提供したことや、地域活性化推進事業の誘客部会の取り組みとして、ロマンピア月ヶ瀬施設を主体に取り組んで、施設利用者の拡大を図った。
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	伝統的家屋交流施設(梅の里ふれあい館)		
指定管理者	尾山自治会 (公募)	指定の期間	平成27年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部 月ヶ瀬行政センター地域振興課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者等の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会
-------------	---	-----------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	—	—	120,000	756	—	—
平成27年度	—	—	120,000	1,303	—	—
変動の大きい指標の変動理由	平成27年度の利用者数カウントは施設来館者数でカウントされていたが、平成28年度は、レジカウント数での報告となっている。					
特記事項	平成19年度より指定管理者制度導入					

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	混雑する観梅期間は、市民が平等に安心して利用できるように、休憩所や交流施設として開放した。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	情報公開を推進するため、指定管理者が行う施設の管理業務に関する情報を市民が容易かつ的確に得られるよう情報提供及び文章の開示体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	経理は適正に執行した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の機能と環境を良好に維持するため、日常的に点検し、施設等の保全に努めると共に、職員による草刈りや清掃作業等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行った。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自然豊かな月ヶ瀬とのふれあいをテーマに郷土資料室には奈良晒織機、烏梅の製造工程パネル、尾山万歳の衣装などを常設展示すると共に、地元の梅を使った特産品、お土産の販売をした。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中は、月ヶ瀬地域特産物PRと観光案内や梅写真展などの催しを企画した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	梅まつりの観梅期間中は、一人でも多く利用していただくよう、休憩の場として開放し、おいしいお茶を無料にて提供した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の提案なし	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営業務を行うために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、効果的に職員の配置と勤務体制に努めた。勤務体制は、必要に応じ自治会会長等の役員を配置し、利用者に支障のないようにした。施設の管理運営や問題点を職員間で研修を実施すると共に、校区の人権学習にも参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	月ヶ瀬地区における他の文化施設の運営や利用状況等を分析し、事業展開に努めた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	観梅期間中には普段より多くの来館者があり、「梅の月ヶ瀬」として定着化されており、指定期間内に安定的に事業継続できる財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	月ヶ瀬梅溪を中心とした観光や農業振興の拠点として、郷土資料室には奈良晒織機、烏梅の製造工程パネル、尾山万歳の衣装などを常設展示や地元の梅を使った特産品、お土産の販売と共に、観光案内についても努力し維持管理に努めたことは評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	地域の観光振興に努め、オフシーズン(観梅期間外)も観光施設や交流施設として利用促進を図るよう指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	・オフシーズン(観梅期間外)の利用促進を図る 地元グループの利用は見られたが、施設の利用促進につながるような広報活動等についてはあまりなされていなかった。
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	梅の郷月ヶ瀬温泉		
指定管理者	株式会社 月ヶ瀬振興協会 (公募)	指定の期間	平成26年 2月 1日から 平成31年 3月31日まで (5年2ヶ月間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報・日報)の確認 実地調査(年1回) 	利用者等の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート 意見箱の設置 利用者との意見交換会
-------------	---	-----------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	使用料収入(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成28年度	—	—	46,111,000	88,825	—	—
平成27年度	—	—	48,583,000	88,864	—	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成20年度より指定管理者制度導入					

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市温泉条例により、市民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるような管理を行った。観梅期間中は多くの観光客や市民が利用し、きめ細かく案内業務を行った。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、個人情報以外は、要求があればすぐに公開できるよう準備を行った。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取扱った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公認会計士との顧問契約を締結し適正な処理を行った。	適
事業計画に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	業務仕様書に基づき、利用者の安心・安全・快適をモットーに従前の体制を確保しながら、サービスの低下を招かぬよう、自社からの提案などによる効果的な管理に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	安全で衛生的な施設の管理のため、環境衛生関係・施設管理関係・その他食品衛生法及び同法の関連法規、諸基準を遵守し、より積極的な衛生管理を行い、特にレジオネラ症の予防については恒常的かつ細心の注意を怠らないよう必要な措置を取るよう努めた。非常時の対策については、市や関係機関への連絡又は応援を求めると、必要な措置を講じた。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	月ヶ瀬観光の拠点となるべき施設であるということと考えながら、施設の利用促進、利用者増への取り組みと併せ、温泉の効能をHP等で積極的にPRを行った。フードゾーンにおける料理については、地産地消を基本とした郷土料理と健康をテーマに提供した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場し、利用促進及びサービスの向上を図った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	梅の郷月ヶ瀬温泉のホームページを作成管理し、利用の促進につながるPRを行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理料の提案なし	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	面接審査により接客に優れており、責任感のある職員を配置している。地元在住者を基本に配置し、総支配人、支配人、業務担当職員、臨時職員による管理体制をとった。梅まつり期間、連休などの繁忙期には、職員を増員し、サービスの低下につながらないように注意した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	以前の管理運営経験者もスタッフとして積極的に雇用し、ノウハウについても熟知しており施設管理に効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	顧問となる公認会計士に適時チェックと評価を依頼すると共に、温泉の運営の専門家の意見を得て、経営体制を整えた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献		梅の郷月ヶ瀬温泉を軸にした長期・短期、奈良市内と連携したタイプ別複数観光ルートプランの作成とPRIにむけ計画に取組中である。地域内の各種団体との連携を密にして相互理解を深めた。また、地域に密着し、地域と一体となった施設として管理することによって月ヶ瀬観光の拠点としての役割を担った。	A

5. 総合評価

総合評価	梅の郷月ヶ瀬温泉の管理に当たっての基本方針や事業計画、協定書などに基づき適正かつ効果的に行われた。地域の観光拠点の施設として、HP等を通じて温泉の効能、食堂における地産地消を基本とした郷土料理等健康を提供し、観梅期間中(2月及び3月)は、休場日を臨時開場、隣接温泉やキャンプ場との連携等施設の利用促進、利用者増への取り組みを積極的に行った。
指定管理者に対する指示・指導事項	年間を通じて多くの方が来場頂けるよう情報発信等PRの充実強化と共に、地域の団体等と連携を図り中心的立場で地域活性化を図るよう指導を行った。 来場者が快適に施設利用ができるように施設管理を充分行うことと、設備の非常事態にも対応できるように従業員教育と、施設間連携が出来るように指導を行った。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	・年間を通じて多くの方が来場頂けるよう情報発信等PRの充実強化 ホームページの積極的な更新、隣接温泉やキャンプ場との連携等施設の利用促進、利用者増への取り組みを積極的に行った。
-------------------	---

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設		
指定管理者	月ヶ瀬粉末茶加工組合 (公募)	指定の期間	平成27年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで (3年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部、月ヶ瀬行政センター、地域振興課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法		利用者等の意見聴取	
-------------	--	-----------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	—	—	0	0	—	—
平成27年度	—	—	0	0	—	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策			
	情報公開に対する考え方及び方策			
	法令遵守に対する考え方及び方策			
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策			
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策			

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画			
	自主事業実施計画			
	利用の促進、サービスの向上の方策			

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮 減が図られるも のであること	指定管理料の提案額			
	職員の配置、勤務体制及び研修計画			
	類似事業の実績、ノウハウ			
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能力を有していること	財務状況の健全性			
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	<p>粉末茶の加工が他の共同施設でも行われるようになり、古くなってきている大型施設で加工する魅力がなく、受注や再稼働の依頼もないために施設稼働に至らなかった。</p> <p>加工施設のオーバーホール等をしなければ再稼働しない状況で、指定管理者では稼働できない状況となっている。</p>
指定管理者に対する指示・指導事項	<p>休止期間における受注離れの取り戻しのため、組合員が協力して施設の稼働に向け積極的に取り組むよう指導を行った。</p>

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	<p>・施設の稼働に向けて積極的に取り組んでほしい。</p> <p>・組合員の協力が得られず、施設も老朽化して施設稼働できず。</p>
-------------------	---

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設		
指定管理者	健一自然農園株式会社 地域活性局コンソーシアム	(公募)	指定の期間 平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部都祁行政センター地域振興課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常業務報告(月報)の確認	利用者等の意見聴取
-------------	----------------------------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	使用料収入(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成28年度	—	—	—	1,130	—	—
平成27年度	—	—	—	1,167	—	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用については、奈良市農畜産物処理加工センター条例により、地域住民の利用に対して公平な運営を行い、誰もが気持ちよく利用できるよう管理を行った。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者が行う施設の管理業務に関する情報を必要に応じて提供できる体制を整えた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	重要書類及びデータ管理については、金庫等に保管した。データに関しては定期的にバックアップをとり、万が一に備えた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	税理事務所との契約により月次監査、決算事務指導及び事務指導及び税務申告等の業務を委託し、正確かつ適正な経理を行った。	適
事業計画に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の利用環境を良好に維持するため、日常的に点検を行い、施設や備品等の保全を図った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館・閉館時には、巡回による点検を行い、特殊設備については、専門業者により定期点検及び保守点検を行った。また、軽微なものについては、職員により対応した。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	ゆずジュース、ゆずみその新商品開発・改良・試作報告を行い市場の需要を研究し、商品開発をした。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地域農産物を活用した特産品の研究及び商品開発に取り組んだ。月に一度行われているつげの畑高原屋のイベントに参加し、PRをした。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各種イベントへの参加や施設のPRに努め利用促進を図った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額			
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	管理運営の組織・体制を明確にするため、組織図及び指揮系統図により体制を整えた。総合的な管理責任者と加工施設業務責任者はもとより、食品衛生管理者や栄養士を配置し、安全安心な維持管理に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	地場農産物や特産品の新たな加工品の工夫や開発を他の類似施設と意見交換をしながら事業展開した。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	施設の老朽化などから、施設の予防保全等に取組み、加工品売り上げの増へと繋げて頂きたい。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	時節に応じた地域の農産物を積極的に仕入れ、加工した地場産品を地域外へ発信する取り組みを継続すること。
指定管理者に対する指示・指導事項	既存商品のもとより、付加価値の高い商品の開発や、更なる販路拡大が求められる。 職員の安全衛生管理に関する認識を一層深め、常に施設・商品の衛生管理に努めること。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	近隣農家と連携を図り、都祁産の農産物を積極的に使用し、販売促進並びに地域農産物のブランド化や地産地消の推進に結びつく地域特産品の開発、また、販路拡大に向け取り組むこと。 職員の安全衛生管理に関する認識を一層深め、常に施設・商品の衛生管理に努めること。
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁交流センター		
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部都祁行政センター地域振興課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認 実地調査(年4回) 	利用者等の意見聴取	利用者アンケート(会場・スタッフの印象)
-------------	--	-----------	----------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	使用料収入(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成28年度	31,141,736	1,142,200	—	16,575	19.6(ホール)	大変よかった38.3%・よかった46.6%・ふつう9.2%・無回答5.8%
平成27年度	33,650,000	1,262,050	—	12,637	15.7(ホール)	大変よかった38%・よかった45%・ふつう10%
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市都祁交流センター条例・施行規則に基づき誠実に対応した。また、各公共施設へ案内パンフレットを配布し、市・財団のホームページによる周知を行い利用者の平等性を徹底した。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市の関係条例・総合財団の情報公開要綱に基づき適正に対応した。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市の関係条例・総合財団共有の保護方針に基づき厳重に管理し漏えいを防止した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	総合財団の庶務規程、会計処理規程等に基づき、公益法人会計基準に沿ったクラウド会計システムと公認会計士による月次監査も取り入れ適正な経理処理に努めた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	耐用年数を大幅に超えている施設設備の現状を踏まえ、適切な保守点検業務委託を維持しつつ、管理費を可能な限り縮減するよう努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	機械警備をはじめ、災害発生時に備えての小規模訓練の実施や、日々の施設管理の安全対策として日常の見回りの徹底と緊急事態発生時の職員同士の連絡連携方法を確認した。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業計画に基づき日々努めた。地域間・世代間交流の賞館事業及び自主的な事業展開により、多くの市民の来館を得ることができた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	限られた予算の中で、創意工夫をしながらの実施であったが、関係機関と連携を取りながら、地域間・世代間交流が限定的ではあるが遂行できた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	しみんだより、市・財団のホームページを利用し広報活動に努めた。また、周辺公共施設や学校関係にも出向き、チラシ等を配布しながら営業活動も実施した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の削減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の削減が図られているか。	全般の業務内容を見直し、新電力を導入し、光熱水費・燃料費・委託費・人件費等の削減に努めた。	A
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	事務長の下、経理全般担当1名、事業関係1名で運営。施設管理や事業に精通した職員を配置し、支障なく事務を遂行した。また、全文協、県文協の研修や必要な資格講習会へも積極的に参加した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	市内の財団統廃合によるスケールメリットを大いに発揮して、文化・スポーツ施設が連携できる環境づくりに努めた。	B
	財務状況の健全性	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	当初の事業計画、予算等に基づき、総合財団のクラウド方式公益法人会計システム基準に沿った予算執行を実施した。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の設置目的に対する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	当センターは住民の文化振興と福祉の増進、地域間・世代間交流の促進を図ることを目的に設置された多目的施設である。地域における特有の文化芸術の発掘と人づくり、地域づくりの拠点となるよう取り組んだ。	B
	文化振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、文化振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進める文化振興計画に少しでも近づくために、その地域に合った密着型の事業展開こそが文化振興につながると考える。	B
	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	指定管理者としての自覚をしっかりと持ち、民間の立場に立って、常に危機意識を持ちながら日々の管理運営に努めた。地域間・世代間交流を意識しながら、気軽に立ち寄ることができる環境づくりに努めた。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	基本協定、年度協定書に基づき管理運営を行った。また、交流センターと行政センターは近距離に設置されているので、頻りに足を運び、相談、連絡、報告を行い行政とのつながりを円滑にすることができた。	B

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として必要とされる業務については、適正に執行している。指定管理料の削減や施設の老朽化が進んでおり、今後は所管課と連携を強化し、より自主的な施設保全が必要とされる。市との連携もさらに強化し、サービスを低下することなく必要経費と圧縮可能経費の見直しを管理者・所管課一体となって進めていきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設の安全面に配慮し、適正で効率的な管理運営に一層努めて下さい。また、自主事業について、自主財源の確保に努め、実施時期や実施方法の検討をしつつ、広報活動などの取り組みを積極的に行って下さい。また、施設の管理運営をより一層効果的に行うための方法の検討に取り組んで下さい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	全職員が地震発生時等の危機管理に対する認識を深め、小規模ではあるが、避難訓練年2回実施し、来館者の安全確保に努める取組みができている。 更に、広報活動の拡大や利用者満足度の向上を図り、利用促進に努めて下さい。
-------------------	---

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁体育館		
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団 (公募)	指定の期間	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認	利用者等の意見聴取	・利用者アンケート
-------------	-----------------------------------	-----------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	使用料収入(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成28年度	2,713,625	577,300	—	9,022	46.3	満足70・やや満足10・普通20
平成27年度	3,042,000	606,400	—	6,228	32.3	満足70・やや満足10・普通20
変動の大きい指標の変動理由	平成28年度は、都祁小学校統合工事の関係で都祁中学校部活動の利用者が増えた。					
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市体育施設条例施行規則に基づき、利用者には、気持よく利用頂けるよう終始丁寧な窓口対応を心掛けた。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	財団規程集の情報公開要綱、事務処理要項に則り積極的に情報を公開し、適正な対応ができる職場体制に努めた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市の関係条例・財団規則に基づき対応した。重要書類及びデータ管理については、金庫等に保管・施錠の徹底に努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が適正に行われたか。	公益法人会計システム(公益大臣)に基づき、会計士の指導のもと経理処理を適正かつ正確に執行した。	適
事業計画に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	指定管理料の予算範囲で、機能維持及び機器の保守点検を実施した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	指定管理料の予算範囲で、機械警備・又消防法、防火対象物関係法令に基づき適正な消防点検、自主検査を定期に実施した。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主的な事業の実施には至らなかったが、各種スポーツ団体への協賛はできた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主財源による事業実施には至らなかった。	C
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	財団統合のメリットを生かし、スポーツ振興事業グループと連携をしながら営業活動に努め、地元企業スポーツチームの利用が大幅に増加した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の削減が図られるものであること	指定管理料の提案額	経費の削減が図られているか。	新電力の導入、節電・節水を徹底的に行った。又、パート職員の勤務時間等の見直しも実施し、委託費の削減、緑地清掃も職員で賄った。	A
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	使用時間帯のみパート職員1名体制で実施し、財団事務長及び一般職員が随時応援体制出来るよう万全を期した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績、ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	市内の財団統廃合によるスケールメリットを大いに発揮して、文化・スポーツ施設が連携できる環境づくりに努めた。	B
	財務状況の健全性	指定期間内に安定的に事業を継続できる財務状況であるか。	当初の事業計画、予算等に基づき、財団の公益法人会計基準に沿った予算執行を実施した。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	指定管理者としての自覚をしっかりと持ち、民間の立場に立って、常に危機意識を持ちながら日々の管理運営に努めた。地域間・世代間交流を意識しながら、気軽に利用できる環境づくりに努めた。	B
	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてコンセンサスがあるか。	当施設の設置目的と奈良市が進めるスポーツ振興計画に少しでも近づくために、その地域に合った密着型の事業展開こそがスポーツ振興につながると考える。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	市との基本協定、年度協定書に基づき管理運営を行うと共に、緊急連絡網等の活用により、連携強化に努めた。	B
	環境に対する配慮	環境に対する団体の社会責任について認識があり、そのために具体的・効果的な方策があるか。環境負担の軽減に対する取り組みはあるか。	節電・節水を徹底的に行い利用者への協力要請等も積極的に行った。	A

5. 総合評価

総合評価	施設管理者として必要とされる業務については、適正に執行している。指定管理料の削減や施設の老朽化が進んでおり、今後も所管課と連携を強化し、より自主的な施設保全が必要とされる。市との連携もさらに強化し、サービスを低下することなく必要経費と圧縮可能経費の見直しを管理者・所管課一体となって進めていきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設の安全面に配慮し、適正で効率的な管理運営に、一層努めて下さい。また、自主事業の実施について、自主財源で実施できるような工夫を検討し、実施時期や実施方法の検討、広報活動などの取り組みを行って下さい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	全職員が地震発生時等の危機管理に対する認識を深め、小規模ではあるが、避難訓練年2回実施し、来館者の安全確保に努める取り組みができています。 利用者の拡大と稼働率向上のため、スポーツ教室を開催する等、自主事業の充実を図り、利用促進に努めて下さい。
-------------------	---

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	奈良市自転車駐車場		
指定管理者	奈交サービス株式会社 (公募)	指定の期間	平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民生活部 交通政策課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告(年1回) 管理月報(月1回)	利用者等の意見聴取	意見箱の設置(3件)
-------------	------------------------	-----------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	使用料収入(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成28年度	52,158,400	65,260,770	-	705,232	-	-
平成27年度	52,158,400	66,702,300	-	686,018	-	-
変動の大きい指標の変動理由	利用者数が増加しているが、収入が減少しているのは、使用料の安価な機械式自転車駐車場の利用が多かったため。					
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	自転車駐車場業務実施要領どおり適切に使用承認がなされており、公平な処理に努めている。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	業務仕様書及び事業計画のとおり実施されている。また、個人情報等は、適切に管理されている。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	関係法令等を遵守している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	各自自転車駐車場にFAXを導入し、日々の業務報告、使用料の集金状況を報告しており、適正かつ迅速化を図っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	簡易な施設修理は市に報告し、各自自転車駐車場の職員が早急に実施している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	各駐車場に防火管理者を置いている。法定点検は実施されている。場内の見回りは頻繁に行っており、危険箇所への対策を実施している。また、損害賠償保険にも加入している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	管理業務仕様書に基づき、事業計画どおり実施されている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	計画どおり駐車区分の見直し、場内美化を行い、利用者増加につなげた。	A
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	リーダー会議、サブリーダー会議で、職員の資質の向上及び利用者へのサービスについて検討している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	概ね計画どおり経費削減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	社長一部長(総括指導員)→各自転車駐車場リーダー→サブリーダーの順で指揮系統は的確である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	場内緑化(清掃活動・グリーンカーテン)や押し歩きキャンペーンを実施するとともに、管理人の意識向上や善意の傘など細やかな接遇向上に関する取り組みがなされている。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	財務状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	B 指定管理者は頻繁に各駐車場の状況を把握するため、随時巡回し、職員間の意思疎通を図り、日常の業務に邁進している。問題が発生した際には迅速に報告を行い適切な処理を行っている。また、ご意見箱を設置し、利用者の意見を聴取し接遇向上や場内美化に努める等、満足度向上を図っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	特になし

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	特になし
-------------------	------

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	奈良市ボランティアセンター		
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 (公募)	指定の期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで (3年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 協働推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 利用状況報告の確認(月1回) 相談件数報告の確認(月1回) 経理状況の確認(月1回) ボランティア代表者会議への出席(月1回) 	利用者等の意見聴取	年に1回利用者アンケートを実施
-------------	---	-----------	-----------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料(円)	使用料収入(円)	利用料金収入(円)	利用者数(人)	施設稼働率(%)	利用者満足度(%)
平成28年度	13,920,000	—	—	19,904	別紙記載	—
平成27年度	13,920,000	—	—	21,487	別紙記載	51
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成28年度は、利用者満足度に特化したアンケートではなく、ボランティア活動に関することについて幅広く調査するアンケートを行ったため、利用者満足度は数値化できない。					

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	ボランティアセンター利用登録制度と、1ヶ月前からの利用予約受付を実施するほか、利用者に対して時間の遵守を呼びかけるなど平等な利用が確保された。	適
	情報公開に対する考え及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者がHPを作成し、登録団体の情報、ボランティアの募集情報、イベント情報、助成金などの情報を随時発信していた。また、「ボラセンだより」(月1回)や、市のボランティアインフォメーションセンターとともに「ボランティア活動先一覧」(年2回)を発行するなど、最新の情報を発信していた。	適
	法令遵守に対する考え及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	ボランティア登録用紙については、団体情報のHPへの掲載の付加が確認され、厳密に取り扱われていた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行が行われたか。	経理の執行は適正に行なわれていた。市担当課が月一度現金の取り扱いに係る確認を行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	奈良市ボランティアセンターの管理に関する基本協定書及び年度協定書に基づき、施設の維持管理は、専門性を有する業者に委託するほか、職員が日常的に点検を行ない、異常がある場合は速やかに市に報告した。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策	施設の保全・警備その他の施設の安全対策、事後・火災等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準のとおり行われたか。	毎年1回、登録団体とともに「奈良市ボランティアセンター消火・通報・避難訓練」を実施し、非常時に迅速に対応できるよう備えられた。また、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備が進められている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態 C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	窓口での相談や貸館業務、講座などの事業を実施し、ボランティア団体への支援を幅広く実施した。	A
	自主事業実施計画	自主実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	介護施設からの相談が増加したことに伴い、昨年度に引き続き施設向けボランティアコーディネーター研修を開催し、ボランティアと受入れ施設との良好な関係作りに取り組んだ。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用促進、サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。	年に1度利用者アンケートを実施するなどして、利用者の意見をきき、サービスの向上に努めていた。	A

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行なわれたか。	コピー用紙などの消耗品の節約や節電に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。	適正な人員配置で管理運営が行われた。正規職員から2名、再任用職員から2名が常駐した。	A
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員自ら講座の講師を務めたり、セミナーや研修会などに参加したりし、相談技術やコーディネート技術の向上に努めていた。	A
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財政状況か。団体の財政状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理者である「社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会」は安定的に事業を継続できる財政状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	A
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		市と指定管理者が連携を取り合い、施設での運営を効果的に行われたか。	毎月開催される「代表者会議」に市担当課職員も参加し、指定管理者及び利用者と情報を共有した。また、指定管理者は利用状況や相談件数の報告書を月に毎月報告を行い、連絡を取り合う体制ができています。	A

5. 総合評価

総合評価	ボランティアセンターの設置目的である、市民の自主的な参加による自発的な活動の促進、市民福祉の向上について、指定管理者が指定管理料を効果的に配分しながら、自主事業を展開するなど、費用対効果に優れた管理運営を行うことができた。
指定管理者に対する指示・指導事項	今後も市民活動の拡充、グループ間の交流、活動の支援、利用促進、「災害ボランティアセンター」としての機能の整備などについて、一段と積極的な取り組みが行われることを期待する。また、活動中の事故が心配であるという利用者の声も多いので、年々増加傾向にあるボランティア活動保険の加入受付及び事故対応等を通して、誰もが安心してボランティア活動に取り組むことができる環境づくりに努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	「市民交流さろん」は他の民間サイトを利用するなど、情報発信ツールを増大したことにより、前年度比の約1.7倍の参加増となったことや、多くの登録団体の悩みであった資金確保については、資金獲得に必要なスキル取得に向けたセミナーを開催したことにより、団体が積極的に資金確保に取り組むようになったことなど、市民活動の支援や拡充に積極的に取り組むことができた。またボランティアコーディネーター研修についても、平成27年度は1回開催したのに対して、平成28年度は2回と実施回数を増やすことができた。
-------------------	--

奈良市ボランティアセンター貸部屋別稼働率

平成28年度

会議室1	59.6%
会議室2	50.6%
グループ活動室	63.3%
和室	60.2%
調理実習室	28.9%

平成27年度

会議室1	66.9%
会議室2	59.4%
グループ活動室	63.5%
和室	59.8%
調理実習室	34.1%

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	済美地域ふれあい会館		
指定管理者	済美地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	655,000	—	919,420	12,381	41.81	—
平成27年度	655,000	—	991,850	12,047	40.65	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態

B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態

C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえで、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	柳生地域ふれあい会館		
指定管理者	丹生町自治会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	180,000	-	0	1,525	1.87	-
平成27年度	180,000	-	0	687	1.86	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項	平成27年5~8月施設修繕のため閉館。					

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性の認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	とみの里地域ふれあい会館		
指定管理者	東登美ヶ丘地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	1,440,000	—	3,402,610	68,270	85.27	—
平成27年度	1,440,000	—	3,173,420	54,565	76.13	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	右京地域ふれあい会館		
指定管理者	右京地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	205,000	—	433,600	13,042	66.73	—
平成27年度	188,000	—	144,400	6,921	54.75	—
変動の大きい指標の変動理由	平成27年度に新館を増設し、平成28年4月から利用開始したため、利用料金収入、利用者数の変動が大きい。					
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	帯解地域ふれあい会館		
指定管理者	田中町自治会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	98,000	-	0	2,789	10.06	-
平成27年度	98,000	-	0	2,952	8.36	-
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	朱雀地域ふれあい会館		
指定管理者	朱雀地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	156,000	—	503,800	13,775	53.89	—
平成27年度	156,000	—	688,800	13,069	52.44	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	東市地域ふれあい会館		
指定管理者	東市地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	203,000	—	338,800	14,010	28.87	—
平成27年度	207,000	—	308,400	13,599	28.26	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	左京地域ふれあい会館		
指定管理者	左京地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	158,000	—	403,700	9,437	17.22	—
平成27年度	158,000	—	400,100	10,221	16.15	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	青和地域ふれあい会館		
指定管理者	青和地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	158,000	—	405,430	9,497	19.25	—
平成27年度	170,000	—	358,900	10,165	18.25	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	佐保川地域ふれあい会館		
指定管理者	佐保川地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	163,000	—	721,500	13,247	24.00	—
平成27年度	163,000	—	643,600	12,124	21.03	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	辰市地域ふれあい会館		
指定管理者	辰市地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	195,000	—	385,100	8,594	13.90	—
平成27年度	195,000	—	360,100	8,019	15.06	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	月瀬地域ふれあい会館		
指定管理者	月瀬自治会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	330,000	—	2,000	421	0.34	—
平成27年度	330,000	—	0	789	1.11	—
変動の大きい指標の変動理由	平成28年度は、定期的な施設利用の利用回数が減少したことにより利用者数が減少した。					
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性の認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者で防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	西大寺北地域ふれあい会館		
指定管理者	西大寺北地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	568,000	—	2,907,400	19,321	40.58	—
平成27年度	568,000	—	2,907,400	18,519	40.79	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することができる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	佐保台地域ふれあい会館		
指定管理者	佐保台地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで (5年間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	150,000	—	492,600	6,715	23.15	—
平成27年度	150,000	—	436,500	7,480	22.73	—
変動の大きい指標の変動理由						
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】

適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】

A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表

1. 施設概要

施設名	都跡地域ふれあい会館		
指定管理者	都跡地区自治連合会 (非公募)	指定の期間	平成27年7月21日から平成31年3月31日まで (3年9ヶ月間)
評価対象	平成28年度管理運営事業	評価主体	市民活動部 地域活動推進課

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告の確認(年1回)	利用者等の意見聴取
-------------	--------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料 (円)	使用料収入 (円)	利用料金収入 (円)	利用者数 (人)	施設稼働率 (%)	利用者満足度 (%)
平成28年度	155,000	—	635,656	8,890	21.09	—
平成27年度	216,000	—	474,600	5,727	21.91	—
変動の大きい指標の変動理由	平成27年7月開館のため、利用料金収入、利用者数の変動が大きい。					
特記事項						

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方針	市民による平等利用の確保の重要性・責任について理解があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。 市民の平等利用を阻害し、正当な理由なく一部の市民を優遇する恐れはないか。	公的な地域活動の拠点施設として、市民の平等公平な利用について適切に運営されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方針	情報公開の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、情報公開の重要性、必要性を認識している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方針	法令遵守の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、法令遵守の重要性、必要性を認識している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	公的な地域活動の拠点施設として、経理の重要性について認識があり、管理担当者を設置し会計処理等を行い、決算書等の報告を行っている。また、管理担当者の交代もあるため、指定管理料の用途について再度説明した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方針	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設等の維持管理の重要性について認識があり、受付業務や管理運営担当者を配置している。また、利用者による施設の丁寧な維持管理が浸透している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方針	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための方策が具体的・効果的であるか。	施設の安全対策、非常時の対応の重要性について認識があり、防火管理者の選任、避難訓練、利用後の火元や戸締り確認など、指定管理者と利用者が防火対策等に努めている。	適

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地縁団体、地域の各種団体、自主グループ等の利用などを適正に管理、実施し、また事業報告をなされている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	利用料金制導入を機に、利用の促進、地域住民の繋がりの重要性等を認識し、利用者へのサービス向上を図っている。	B
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	利用料金の設定額	全体的な会館運営において、適正な利用料金の設定を行なっているか。	会館の日常の運営管理、施設の維持管理等を考慮したうえ、利用者の負担にならないように利用料金を設定している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他の類似事業の実績があり、業務遂行に当たって有用なノウハウを有しているか。	地域のニーズを把握し、長年の管理運営をしているため経験豊富である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	連合会運営を長年にわたり継続されている実績をもとに、地域住民の協力のもと財務の安定的運営に努めている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	地域等における連携、貢献	地域等における連携、貢献について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティの拠点として、ふれあい会館を中心に地域の各種団体、自主グループ等の活動を推進している。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者としての業務を履行し、会館の運営管理に対し誠実に業務を遂行されたものです。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--